

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年7月22日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから7月22日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ハセガワさんお願いします。

○記者 NHKのハセガワです。1F（福島第一原子力発電所）の処理水について伺います。

実施計画の認可というところで、去年12月に申請があつてからの審査を振り返って、地元や、この間国際的な関心も高い中での議論だったかと思うのですが、十分な議論が尽くされたかどうか、改めて受け止めに伺えますか。

○更田委員長 まず、十分な議論は尽くされたと思っています。

もともと中身的に、この処理水の海洋放出は、規制委員会が、基準を守る形で速やかに実施すべきと求めてきたことですので、今回、政府方針に則って、さらにそれよりも、より放出性の高い条件で放出されるものであつて、特段、その技術的に大きな論点となるものは、あつたわけではないと思っています。

一方で、その国際基準等との間の、何て言いますかね、表現上のやり取りであるとか理解のやり取りといったところには、IAEA（国際原子力機関）のミッションとの間でも有効な議論ができたと思っていますし、それから、今回いただいた御意見に対して考え方を整えて、元より実施計画、特定原子力施設の実施計画の認可というのは、通常の、例えば原発の設置変更許可、設工認、保安規定といったようなものをもっとフレキシブルに行うためになされたものですので、今回の認可も一つのステップにすぎないといえれば一つのステップにすぎないわけですけども、まあ、ほぼほぼ当初考えた時間で、そして密度で審査をすることができたというふうに思っています。

○記者 その上で、パブコメにもありましたけれども、150立方メートルという中で2か月の分析期間ということで、年間600立方メートルしか減らない、それはもうあの限界まで高く見積もって……。最も少ない形ではありますけれども、その上で今後東京電力に求められることは、分析期間を短くするであつたりとか、そういったさらに求められることは汚染水発生量であつたり、求められることはあると思うのですが、その辺りを伺えますでしょうか。どうお考えかというのを。

○更田委員長 今、御質問にあつた内容を多少繰り返しますが、流入が、現在評価

されている1日の流入が最大量でずっと続いた場合、そうすると150立米/dayという想定になっている。そして、一つのバッチ、タンク10基を出すのに、混合であるとか分析に一番かかる時間というのを、一番長い期間をとると2か月かかると。そうすると、年60基に相当して、流入する量は150立米に360を掛けるとほぼほぼ59基^{※1}ぐらいになるのかな。要するに、1,000立米^{※2}しか減っていかないじゃないかと。

これは、今日の委員会の席上でも申し上げましたけれども、流入量がとにかく最大でずっと推移をして、さらに分析に一番長い時間がかかり続けてしまうというときに、なかなか減っていかないという状況が生まれるわけですので。

前回の会見、もう一昨日のことか。ヨシノさんとやり取りありましたよね。要するに流入を減らす努力を続けるということが一つ、それからもう一つは、1バッチタンク10基分出すのに2か月よりももっと短い時間でできるように、分析等々をきちんと進められるように体制を整えるということが重要だというふうに思います。

○記者 あとはですね、計画は認可されたのですけれども、その計画がその計画どおりにその設備が作られるかどうかというところで、使用前検査も関心は高いのかなと思うのですけれども、どのように取り組んでいく必要があるというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 使用前検査も、実のところを技術的な困難があるわけではありません。決して、そんなに複雑な難しい装置を作るわけではない。

ただ、やはり手順がきちんと守られるかどうか、さらに言えば作業がしやすいものになっているかどうかというものはあるだろうと思いますので、これから工事のタイミングと合わせて、しっかりと検査で確認をしていくことになると思います。

○記者 最後にします。

検査の結果を、パブコメの回答にもありましたけれども、分かりやすく丁寧な説明、情報発信に努めるというふうなことを書かれていますけれども、具体的にどのようなことをお考えでしょうか。

○更田委員長 そうですね、ほとんどCクラスであって、耐震上、取り立てて耐震上の説明であるとか、それから構造も取り立てて複雑なものではないということで、分かりやすい説明というのは、説明しようとする側とされる側との間で意見の違いがあると、なかなかうまく、その説明として整っていかないところはあるのですけれども、それでもやっぱり検査結果、折節に委員会への報告というような形か、あるいはまた別の形かで公にしていきたいというふうに思います。

○司会 はい。他に御質問ございますでしょうか。では、エンドウさんお願いします。

○記者 共同通信のエンドウです。お疲れさまです。今の関連で1点。

政府・東電は、今のところ来年の春頃の放出を目指していると。使用前検査とか、今のお話を踏まえて、スケジュール的にはそれに間に合うような形になりそうですか。

※1 正しくは「54基」

※2 正しくは「6,000立米」

○更田委員長 これはなかなか、私のほうから申し上げるのは難しいだろうと思っているのは、その単純に手続き的なものだけを見れば、ちょうど間に合うぐらいのペースなのかもしれないですけども、やはり関係者に対する説明というのはこれから丁寧に行っていく必要があると思います。

これは別に、規制当局の話だけではなくて、資源エネルギー庁であるとか東京電力自身による説明というのはきちんとなされるべきだと思いますので、当然そこであんまり急ぐような姿勢をとるべきではないと思っていますので。

最も早くて春ということなんじゃないかなと、私は思っています。ただこれは私の予想であって、なかなか正確な予想というわけではありません。

○記者 逆に、その頃までに審査は、もう使用前検査も終わっているような。

○更田委員長 使用前検査は終わっていると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。他に御質問ございますでしょうか。では、ヨシノさんお願いします。

○記者 すみません。テレビ朝日、ヨシノです。

今日も、いろいろ反対の声も上がっておりました。実際自分も、本を書いたりとかニュース発信したりしてて力不足だなというのは本当に思っているのですが、63核種が告示濃度限度を遥かに下回るとはいえ含まれているというべきなのか、あるいはほとんど含まれていない、ND（不検出）に近いものなんじゃないかなというふうに……。

いずれにせよ、そういうことの情報発信が足りないんじゃないか。ここはやっぱり、経産省でも規制庁でもなのですからけれども、その部分をきちんと発信していかないと、ああいう反対の声というのは残っていつてしまうような気がするのですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 反対の御意見には様々な御意見があるだろうと思います。

ですから、必ずしも63核種云々、核種だけではないと思いますけれども、ただ、ヨシノさん言われるようにそのトリチウム以外の核種でどのようなものがあるのかというのは当然関心の対象ではあるし、一方で、単に規制基準を満たすという観点から言えば、その63核種以外に新たな核種が見つかったとしても、その濃度から考えて総和が1を超えるということは考えられないので、そういった意味で認可になっているわけですが、さらに言えば、NDというのも、何をもってNDとするかってのはそれは計測の分解能によるわけですよ、精度の高いやり方というのは全くないわけではなくて、ものすごい時間をかければ、精度は上がってくる。

例えばトリチウムだって、電解濃縮をしていくと、一旦薄めたものをまた濃縮するということになるわけですが、濃縮にどのくらい時間をかけられるか云々で。NDというのは必ずしもうまい説明になるとは思わないです。それはもう私たちが、測ろうとする側が、NDって技術的に定まるものなので、ですので、検出できないぐらい微量である

ということはいえるだろうけど、では、ないっていえるかということ、それは破損した燃料をかけた水を経由してきているわけだから、FP（核分裂生成物）はいておかしくないし。今、東京電力が考えようとしているのは、そこまでやるかとは思いますが、核分裂によって生じた核種だけではなくて、放射線によって放射化したものがないかどうか。例えば鉄なんかがそうだと思いますけども、そういったものがどのぐらいの寄与があるのかってまで調べようとしていますから、現実的な範囲でできるだけのことをするとしか申し上げようがないとは思いますが。

説明も、やはり分析の範囲でということだろうと思いますし、またさらにいえば、分析の不確かさってなかなか、専門家同士の間でも難しい議論ですので、この辺りをどう、実際、値には幅があるのだということはどう表現していくかというのは、表現の上でなかなか難しいだろうとは思いますが、とにかく努力を続けていこうと思います。

○司会 はい。他に御質問ございますでしょうか。では、オノザワさんお願いします。

○記者 東京新聞のオノザワと申します。

先ほどの説明の部分なのですが、一般の福島の方、全国もそうですが、かなり関心は高いというところで、情報発信の仕方として、説明会をやったりとか、一般向けにどういうふうなことをやっていくつもりですか。

○更田委員長 そうですね、それはその、一過性のものではないだろうから、十分に考える必要があるのだろうと思いますけれども、規制当局としては、通常の規制上の判断と同様に、これから自治体等々の求めがあれば、基準であるとか審査内容について説明をしていくことになると思うのですが、じゃあ、その全体に関してどういう説明をするかというのは、東京電力には東京電力の責任というものがあるだろうし、政府方針を決めている以上、政府の責任というものは当然のことながらありますし、またその政府の一部ではありますけども、規制当局としての責任があるので。

ただこれ、今回の処理水の放出に限らず、その規制上の判断にほぼ一様に、ほぼ一様に問題となるところなのですが、分かりやすい説明って……。ある人たちにとって分かりやすい説明は、その他の人たちにとって分かりにくい説明であったりしますので、そういった意味では、ずっと追いかけるけども、いつまで経っても届かないようなものなのかもしれないです。

だから、いずれにせよ、だからといって努力をしないというわけではなくて、努力を続けるということだろうと思います。

それから、御質問の中にあつた説明会も、これはどういった企画設計にするかというところには様々な議論があるのだろうと思います。やはり声が届く環境でやらなきゃいけないだろうし、それは説明であつて、その意見のぶつかり合いであるとなるとそれはもう説明として成立しないものになってしまうところもありますので、なかなかその企画を考えるというのも難しいだろうと思います。ただこれから実施、それからさらにい

えば実施後も視野に入れて考えていくことだろうというふうに思います。

○司会 はい。他に御質問ございますでしょうか。では、キリュウさんお願いします。

○記者 河北新報社のキリュウです。お願いします。

審査書の中に、今後の運用体制について、実施計画の申請がある見込みというふうになっているのですが、これ具体的にどういったものを審査するのかというのをお願いします。

○更田委員長 まず、今の段階での認可というのは、ほぼほぼあの審査書を見ていただくとお分かりになると思いますが、一応、ある程度手順まで視野には入れているけど、やはりメインの部分はハードウェアなのですよね、こういう装置を使ってこういうやり方で放出をします。

ただ、それがだんだん、工事も進んできて物ができてくる段階で、今度は発電所等であれば保安規定というような言い方をしますけれども、その装置を使って実際にどういう行動でどういうふうに作業を進めていくかということについて、これはあの、ただ物ができたらこれを使ってやるのですというわけにはいなくて、やはり手順等は文書にしてもらって、その文書を確認していくという行為はこれから先も続けていくことになります。

1Fの場合は、特定原子力施設とあって、特別の扱いをされていますので、全てのプロセスがその実施計画の認可という形でなされていますので、今後もその手順やそれから核種の特等々について、実施計画の申請認可のプロセスというのは続いていきます。

○記者 時期的には、終わりは当然、その使用前検査の前までだと思うのですが、この審査自体はいつぐらいから開始したいというふうに見込んでいますでしょうか。

○更田委員長 審査開始ですか。そうですね、それはですね、まず、東京電力がいつ、当然のことながら東京電力がいつ申請できるかにもよるわけですが、東京電力はこういった申請をする際には、やはり一定程度御地元の理解を得た上で申請をしてくるのが実際のところですね。規制当局が求めているわけではありませんけれども、それにはやはり丁寧な説明が彼らにとっても必要であろうし、時間がかかる、一定程度時間がかかると思いますので。

設備について、今日認可を受けたから、それって、その次のプロセスがというふうな申請に進むともちょっと考えにくいので、しばらく間が空くんじゃないかとは思いますが、具体的な時期はちょっと想像がつかないですね。

○記者 すみません、最後に1点なのですが、処理水の海洋放出のこのプロセスという部分では、大きな審査の部分は越えたかなというふうに思っているのですが、ただ、今までの長いスパンで見たときに、もともと汚染水対策って言ってALPS（多核種除去設備）もろくにまだ処理もできない、毎日稼働が止まっていたりとか、なかなか、地下水のまず流入を最初から減らすというところとか、いろんなこう、ずっと山場が10

年間以上あったと思うのですけれども、一応この放出の設備の認可自体、今日一応クリアしたということで、この長い流れの中で、今日の節目というか、どういうふうに捉えているのかってお願いできますでしょうか。

- 更田委員長 非常に強い関心を持たれているものではあるのですが、率直に申し上げますと、私自身はこれが大きな節目だとは考えていないのです。福島第一原子力発電所の廃炉は、まだまだこれから困難が続きます。

例えば、液体廃棄物の場合、希釈することによって基準を満たす形が取れて、さらにできるだけ、できるだけ物を取り除いた後の話ですけれども、さらにどうしても残るものについても、希釈することによって規制基準を満足させる、あるいはさらに希釈してというようなプロセスが取れますけれども、これからその東電や私たちが戦う相手というのは固体廃棄物やあるいは液体を含むような不安定な廃棄物が出てきます。これは、なるべく私たちは安定した管理に持ち込もうとしていますが、その先の努力が見えるわけではないですよ。消えてなくなるわけではありませんから、その先のプロセスのほうは私にははるかに難しいだろうと思っているので。

もちろん多くの方に嫌な思いをさせて、あるいは多くの方に心配をさせてというプロセスではありましたが、ただ、まだまだこの処理水の放出は、まだまだ一步に過ぎなくて、ずっと難しい問題が後ろに控えているというふうに思っています。

それから規制としては、非常に複数の選択肢の中で揺れるというような難しい判断をするものではありませんので、そういった意味では、やはり御理解を得るということが一番大事なのだらうと思っておりますけれども、繰り返しになりますが節目といっても本当にその最初のうちの節目に過ぎないというふうに思っています。

- 司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ヤマノさんお願いします。

- 記者 朝日新聞のヤマノと申します。

関連してなのですが、一方でまたこの処理水の放出自体が30年とも数十年ともいわれていますけれども、この長期間にわたるこの処理水の放出のプロセスで、そのモニタリングとかされていくということになると思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

- 更田委員長 まずは政府として、政府の方針が定められたので、その枠の中できちんと進めていくということが重要なのだというふうに思います。その上で、政府方針の中にも見直しに触れられていますけれども、その見直しも考える主体によっては方向が逆だったりするわけですね、ですので、まあこれはこれからの議論で、今の時点で、政府方針の内容の見直し云々について触れられる段階にあるというふうに思いません。

ただ、やっぱり長期間かかるということの困難さはあって、タンク等も耐用年数を超えるものが出てくるでしょうし、それからやはりできるだけ廃炉作業を効率的に進める

という観点からすればタンクに減っていったほうがいいわけですがけれども、まあやっどここまできて、その段階で、さあもう次のことを語り出すというのは、まだやや時期尚早だというふうに思います。

○記者 いわれる廃炉作業において、今回このいわゆるタンクがいらなくなることによって敷地面積に空きができるというのは、いわゆる廃炉作業へのメリットとしてはどれくらいのインパクトがあるものなのでしょうか。

○更田委員長 緊急避難的にタンクをどんどん立てましたから、廃炉作業に使うスペースとして最もふさわしいようなところにいっぱいタンクが立っているのですね。先ほどもお話ししましたがけれども、これからの廃炉で最大の障害というか、最大のチャレンジになっていくのは取り出したものをどうやって安定管理していくかというところで、さらにこれは理解を得るといえば、余り安定管理する場所を今の1号機から4号機にあるサイトから遠くへ持っていくというのは余り現実的ではない。これはまだまだこれからの議論ではありますがけれども、それでも、例えば、1号機と2号機の間はごちゃごちゃしているがために動きが取りにくいというようなことは、これもずっと経験してきたことですので1号機、4号機を並べてみたときに、比較的近い辺りに広い作業スペースが取れるということは大変意味のあることだというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、オジマさん、お願いします。

○記者 共同通信のオジマといいます。

処理水の関連なのですがけれども、先ほど委員長のほうで、あの使用前検査があの来年の春にはできるのではないかというお話をされていたと思うのですがけれども、1週間前にその東京電力がこの計画の補正申請書を出していて、いわゆる設備の工事の着工について6月だったものを8月のほうに後ろ倒しをして、事実上2か月ぐらい想定から遅れているという現状があると思うのですがけれども、東京電力のほうに、この2か月分の埋め合わせと言いますか、目標の時期は変わっていないので、その短縮について質問をしても明確な説明はなくて、特に精査もこれからだというお話をされているのですが、そういった中で、使用前検査がその来年の春でできそうだというふうに委員長がおっしゃっておられるその根拠と言いますか、工期の内容も含めてちょっとその辺教えていただきたいです。

○更田委員長 根拠になるのはやはり工期に大きな変更がなければということにならざる得ないわけですよ。

検査はやはり受け身で向こうが終わっていないものを検査しに行くわけにいかないもので、当然その工事が遅れれば確認行為もそれだけ遅れるので。

ですから、今、あるその工事の計画は守られるのであればということで、当然その目

標とする実施時期の前に使用前検査は私たちは終了させようとするわけですが、その時期がずれれば当然使用前検査のほうも後ろへずれていくと。検査行為は審査以上にやっぱり申請側の工程に左右をされますので、今、その時期について一番正確なことは語れるのは、恐らく東京電力だと思いますけれども、一方で、東京電力なかなか口が重いというか、簡単にもものが言えない状況にあるので、そういった意味で私たちも正確な情報を把握しているわけではありませんけれども、当然のことながら東京電力の計画工程に連動して検査の時期というのは変わっていくと思います。

○記者 そうすると、更田委員長自身も東京電力からその2か月の短縮をどうできそうだとか、そういう説明は具体的にはまだ受けていないということでしょうか。

○更田委員長 直接聞いているわけではありません。

ただ、まあ私たち日常的に1Fのこと見ていますから、感触みたいなものはなくはないのですが、感触を申し上げるのはふさわしくないと思うので、ぜひ東京電力に尋ねてもらいたいというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますか。

では、サイトウさん、お願いします。

○記者 茨城新聞社のサイトウと申します。

5月の審査書案のときにも同じような質問をさせていただいたのですが、やはり漁業者の方は、以前海洋放出に対して反対の姿勢を貫いておりまして、この態度はこれからも変わらないのかなと思います。5月のとき委員長は全員の理解を得ることは難しいだろうとおっしゃっていました。今日、改めて、反対の声がある中こういう認可をしたということに対してのお気持ちというのを改めてお聞かせください。

○更田委員長 当然反対の声はあるだろうと思いますし、特に漁業者の方々の反対というのは理解できます。

一方で、これは規制委員会は随分早い段階から言っていますけれども、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業を進める上で、処理水の海洋放出は避けては通れない道です。苦渋の決断ではあるけれども、我々は避けては通れない道だと考えています。そして規準が守られる限りにおいて、その放出は人の健康や環境やその地域の産品に影響を及ぼすことはあり得ないと考えています。

それはもちろん心理的なものであるとか、様々なものがあります。例えば、汚水をいくら化学的に処理したとはいえ、飲料水として使うことには心理的抵抗があるでしょうし、その様々な抵抗というのは理解できるけれど、でも福島第一の廃炉を前へ進めるためには、困難な判断ではあるけれど通らざる得ない道だというふうに思っています。

○司会 よろしいですか。では、ほかに。

ヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

先ほどの質問ともちょっと重なるのですが、今、敷地の中にはタンクがいっぱいあって、それが今後将来的に少しずつ減って行って、委員長としてはタンクが減っていった1Fの姿というのは、どういうものを想像しているのかなというの伺いたいのですけど。例えば、L1（低レベル放射性廃棄物）というか結構汚れが強いものがそういうところに、安定保管していくような建屋ができて行ってとかそういうイメージを想定されているのでしょうか。

○更田委員長 どの段階かということにもよりますけれども、少し中長期的な、かなり時期が経ったときの姿って考えると、もちろんその使用済燃料や一旦溶融した燃料、いわゆる溶融デブリと呼ばれているもの。これの保管をする場所が、1F以外のところに見つかればこれは話は別ですけども、そうならないのであればそういったものを安定して保管する必要がある。そうすると、やはり今の1号機、4号機の近接する辺りというのは、そういった保管に使われるというふうに考えるのが恐らく現実的だろうと思いますが、これ相当先の話ではあろうと思います。

まず、壊れていない使用済燃料ですら、事故のときにフォールアウトで汚染被っていますから、なかなか行き場所がないという状況ですので、ただ、いつまでも共用プール等に並んでいる状態というのは好ましいと思いませんので、まあ乾式のようなものが並ぶという形に使用済燃料についてはなるだろうし、それからこれも大変難しい戦いだけど、御存じのようにHIC（高性能容器）という容器に、今、入れていますけども、汚染水から処理水になる過程で、こし取った核種が、今、ゲル状であったり、様々な汚泥状の形で樹脂でこし取っているものがある。これらをどうやって安全に、安定的に管理するかというと、やはり多分、乾式キャスクに似たようなものになるのじゃないかなとは思いますが。

まあ乾式キャスクみたいなものは並ぶか、それらを収納した建屋になるか、それはまだまだ先の話ですけども、とにかく廃棄物を安定管理するということがそこへまず早く、まあこれもまだ20年、30年という話ですけど、全ての核燃料物質と核燃料物質に汚染されたものを安定した管理状態に持ち込むというのは、まあ私たちが目指しているところですね。

その次のステップというのは、これは今の時点では語ることは難しいと思います。

○記者 その乾式キャスクに一番汚染が強いものを詰め込んだりとかというのは3、40年というスパンの中で考えていることだという、時系列との感じだとどうなのでしょう。

○更田委員長 30年とかという話だから、なかなか予想をいうのは難しいですけども、ただ、今、廃炉、しかもよくいわれているエンドステートというものも、きっちりそれぞれの方が何をどうエンドステートと思っておられるかというのは、様々な形がありますし、学会等もそれはやっぱり早く形をとるというけれど、なかなか議論が収束しないところ

ろはあるのですけれども。

そうですね、10年単位、10年・20年という単位で、それもどういうステップになるか、その最終的な保管の姿に向けて途中段階があるかもしれない。まさにHICなんか一つの途中段階ではあるのですけど、HICに入れてボックスカルバートに入れて積んでありますよね、あのコンクリート製の四角いの。あれは途中の姿でそれをさらにもうちょっと安定した形にしたいと。ただ、水抜きが完全にできているわけじゃないから、いきなりさらにその最終的な形になるとも考えにくいので、段階を追う可能性もあるので、段階を追うとその段階の数によってかかる期間というのも増えていくので。

さらに早くその最終的な保管の形に持ち込んだとしても最終的な保管の形といっても、それは、当然耐用年数のある形になるので、どうしても更新が必要になるので、なかなかその安定保管までどれくらいの期間でというのは技術的にもお答えすることは難しいですね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか御質問よろしいでしょうか。

今、フジオカさん、挙げられています、ほかの方はよろしいでしょうか。

では、最後、フジオカさんお願いします。

○記者 NHK のフジオカです。

ちょっと話題が変わるのですけれども、原子力発電所の原則 40 年超える運転延長の関係で、現在の特別点検を実施して、九電の川内 1 号機、2 号機でちょうどやっている最中なのですけれども、1 号機については申請期限まであと 1 年というスケジュール感になってきていますと。

仮に申請があった場合なのですけど、例えば、関電だと高浜 1、2 だとか、美浜 3 号機ももう既にパスしているような前例ができてきているような状態になっているかなと受け止めていて、こういうプラントごとにその審査するポイントというのは、違ってくるのか、あるいはそういったところってどのように審査する側では見られているのかなというのを伺えればと。

○更田委員長 一見似ているように思われがちだけど、意外と違うものです。ケーブルであるとか、コンクリートであるとか、コンクリのコア抜き等ともやりますけども、コンクリなんかは施工状態によって、その強度の出方というのは随分違いますので、同系炉だから全く同じというものでもない、それはやはり個別に一つ一つ丁寧に当たる必要があるというふうに思っています。

○記者 分かりました。

お聞きしたのは、政府は原子力発電を一定程度使う方針これからも使うという方針を示している中で、やっぱり今後も原則 40 年越えた運転延長というのが続いてくるのではなかろうかとちょっとみていまして、一義的な安全を確保していく事業者にはどうい

ったことが求められていくのかということをちょっと現時点で思われていることがあれば伺えればと思います。

- 更田委員長 まず事業者に求める以前に、確かに政府として原子力の利用の方針は出していますけれども、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省の一番強いものは推進と規制の分離であって、推進側のニーズがいくら強いからといって規制が負けるということはありません。我々は我々が決めたレベルの安全性を求めるというのは、姿勢は変わるわけでありませ

ん。

ですからこれは事業者に対しても我々の姿勢としてはっきり伝えておきたいと思っていますし、事業者も自分たちの施設を安全に保とうとするマインドが、ニーズが高いからとか、自社の利益がとか、安全ってそういうものじゃないでしょうと。一旦事故が起きたらどういうことになるかというのはもう身を持って、原子力に携わるものだけじゃなくて、日本中が思い知ったはずであって、ですからそこはそのマインドとして分離して考える必要があって、もちろん需給等に関連して、推進側は推進側で大変重要な役割を果たそうとされていることは私たちも理解はしているけれど、かといってそれに規制やそれから事業者における安全への営みが影響を受けるものでは決してないと、決してあってはならないというふうに思っています。

- 司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—